

「市有地を活用した地産地消の再エネ発電事業」

パートナー事業者公募に対する質問への回答【C社】

NO	質問事項	質問事項の内容	回答内容				
1	1.(3).ウ電力契約	市有施設へ供給する条件として、「電力提案単価は、使用電力量に対する単価のみとし、基本料金、燃料費調整額、再エネ賦課金の設定は行わないものとする。」と記載されておりますが、電力料金の体系として送配電事業者に支払う託送料金は基本従量制となっております。提案する電力提案単価は、この託送料金も含めた「完全固定単価」として提案するという理解でよろしいでしょうか。	電力単価を含む電力契約の内容については、事業者と需要家との協議により決定することとしますが、市有施設に供給する場合においては、電力提案単価の内訳として、PPA固定単価と提案時における託送料金を明記したうえで提案を行ってください。 また、一般的にはオフサイト PPA の場合、再エネ賦課金を需要家（市有施設）が小売電気事業者に支払うこととなります。ただし、必ずしも市が電力契約を確約するものではありません。 〈市有施設への電力供給を提案する場合〉 <table><tr><th>提案時における電力単価（電力提案単価）</th><th>電力契約後に支払う単価（想定）</th></tr><tr><td> 託送料金 (提案時点) PPA固定単価 上限21円／kWh（税抜） ※それぞれの内訳を提案書に明記 </td><td> 再エネ賦課金 託送料金 PPA固定単価 市場連動等により変動するため供給時の単価を採用 </td></tr></table>	提案時における電力単価（電力提案単価）	電力契約後に支払う単価（想定）	託送料金 (提案時点) PPA固定単価 上限21円／kWh（税抜） ※それぞれの内訳を提案書に明記	再エネ賦課金 託送料金 PPA固定単価 市場連動等により変動するため供給時の単価を採用
提案時における電力単価（電力提案単価）	電力契約後に支払う単価（想定）						
託送料金 (提案時点) PPA固定単価 上限21円／kWh（税抜） ※それぞれの内訳を提案書に明記	再エネ賦課金 託送料金 PPA固定単価 市場連動等により変動するため供給時の単価を採用						

2	1.(5).ウ注意事項(カ)	P.9「ウ 注意事項(カ)」において、「高速道路が横断する重複部分への物件の設置や東日本高速道路株式会社の維持管理の妨げになる行為をしてはならない」と記載されていますが、当該箇所は P.7「イ 詳細図」の「貸付できない範囲」に該当するものと認識しております。維持管理の妨げとならない範囲で、例えば「ケーブルの埋設」等の行為は可能でしょうか。また、可能な場合には、協議や交渉の進め方についてご教授いただけますでしょうか。	貸付できない範囲（高速道路が横断する重複部分）へのケーブル等の横断については、道路占有許可が下りた場合に可能となりますが、具体的な設置方法に対して市、東日本高速道路㈱及び事業者との協議により判断することとします。
3	1.(5).ウ注意事項(カ)	公募対象外の用地（例：688、570-1、631、552-1 等）について、個別に地権者と協議を行うことで、当該用地を本事業に活用することは可能でしょうか。	地権者との協議が整い、関係法令を遵守したうえで事業区域に含める場合は構いません。
	2.(2)設置工事前の調査・手続き	P.9「(2)設置工事前の調査・手続」において、「貸付物件の状況を十分に把握するために、資料等の収集、現地測量等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を市と協議した上で行うものとする。」とありますが、官民境界の復旧は、事業者単独での実施は困難と考えております。当該地番の筆界復旧に関する方針についてご教授いただけますでしょうか。	本事業で新たに境界標を設置することは考えておりませんが、貸付に必要な境界が判明しない場合には、市と事業者で協議することとします。

5	2.(2)設置工事前の調査・手続き	P.7「イ 詳細図」において、「貸付できない範囲」は分筆されていないように見受けられますが、当該範囲の分かる資料(目印や座標等)をご提供いただくことは可能でしょうか。	貸付できない範囲(高速道路脇)の図面を提供いたします。
6	2.(2)設置工事前の調査・手続き	今回の貸付対象地につき、苫小牧市様にて地質調査等の関連資料をお持ちではないでしょうか。保有されている場合、当該資料をご提供いただくことは可能でしょうか。仮に事業者で地質調査を実施する場合、複数事業者が重複する可能性があるため、調査実施のタイミング等について、苫小牧市様にて調整頂けますでしょうか。	過去に市で地質調査は実施しておらず、関連資料は持ち合わせておりません。また、事業者負担により地質調査を実施する場合は、実施時期等について市で調整いたしますので、適宜ご相談ください。
7	2.(3)周辺関係者への説明会等の実施	P.10「(3) 周辺関係者への説明会等の実施」において、「事業者は、以下のとおり、周辺関係者への説明会等を実施し、合意形成を図ること。」と記載されていますが、説明会等の実施結果をまとめる議事録等について、所定のフォーマットはございますでしょうか。	所定のフォーマットはございません。
8	2.(3)周辺関係者への説明会等の実施	本件太陽光事業について、近隣住民の方から反対の意見は現時点では、ございませんでしょうか。	市では本事業の公募前に近隣住民の方に戸別訪問、不在の方にはチラシを投函し事前周知を行いました。現時点での反対意見はございません。

9	3. 提案資格の要件等	ご採択いただいた場合には、倒産隔離を目的として弊社が管理する別会社を事業実施主体とする予定です。このような事業実施主体の変更は問題ございませんでしょうか。また、この場合には弊社が責任をもって別会社を管理し、必要に応じてその旨を記載したレターを市へ提出することも可能でございます。なお、同様のスキームは過去の行政様を地権者とするプロポーザル案件でも採用実績がございます。	本事業の実施主体は、提案者または共同企業体を構成する者であれば問題ございません。なお、本事業に係る権利義務及び設備について、第三者への譲渡、継承させ権利を担保に供することは原則できませんが、やむを得ず事業者変更が生じる場合は市と事業者で協議することとします。
10	6.(3)二次審査（ヒアリング）	可能であれば、二次審査（ヒアリング）の評価基準についてご教示頂くことは可能でしょうか。	募集要項 P21 に記載の評価基準に基づき評価いたします。
11	6.(4)評価基準	2. ⑤電力提案単価とは、市有施設への電力供給単価を指すという理解でよろしいでしょうか。また、市有施設への電力供給を行わない場合、本項目の配点は0点となりますでしょうか。	市有施設に限らず市内需要家への電力供給単価を指し、市有施設への電力供給の有無を評価するものではございません。ただし、市有施設に供給する場合は、募集要項 P3 に記載のとおりとしますが、必ずしも市が電力契約を確約するものではありません。